

公益社団法人 地盤工学会中部支部 表彰規程

平成 14 年 4 月 1 日制定
平成 22 年 4 月 23 日改正
平成 23 年 4 月 21 日改正
平成 25 年 4 月 26 日改正
平成 26 年 4 月 18 日改正
平成 27 年 4 月 16 日改正

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は、地盤工学の学術並びに技術の発展と学会支部活動の活性化に寄与することを目的に、公益社団法人地盤工学会中部支部において優れた業績を表彰するために定めたものである。

第 2 章 表彰対象

第 2 条 表彰は「地盤工学会中部支部賞（以下、中部支部賞という）」を授与して行う。中部支部賞は、原則として次のいずれかに該当する業績を対象として個人あるいは機関、および、それらのグループに授与する。ただし、下記(3)功績賞の候補が個人会員の場合は、歴代受賞者ならびに地盤工学会功労章受章者は除く。

(1)論文賞

「中部地盤工学シンポジウム」で発表された論文の内、シンポジウム部会より優秀論文として推薦された論文の発表者

(2)技術賞

- ①「調査・設計・施工技術報告会」で発表された報告の内、技術報告部会より優秀技術として推薦された報告の発表者
- ②中部支部で実施した地盤に関連する構造物の調査・設計・施工・維持管理や環境・防災などに関して創造的な取り組みに係る業績等
- ③中部支部での活用性、汎用性に優れた実験・試験機器や技術の開発及び実用化等

(3)功績賞

- ①地盤工学会中部支部の活動に永年従事し、学会の進歩、発展、運営に顕著な貢献をしたと認められる業績等
- ②地盤工学に関わる技術者の育成及び技術力向上に顕著な貢献をしたと認められる業績等
- ③地盤工学会の広報並びに社会的地位またはイメージ向上に貢献をしたと認められる業績等
- ④地盤工学に関わる資料・データ収集とその公開による中部の地盤工学に関わる活動への貢献をしたと認められる業績等

第 3 条 中部支部賞は第 2 条の各項目の名称を用いて、それぞれ「中部支部賞（論文賞）」、「中部支部賞（技術賞）」及び「中部支部賞（功績賞）」と称する。各部門について該当者のいない場合には授与を見送る。

第 4 条 受賞者は、原則として、中部支部に所属する国際会員、正会員、学生会員または特別会員とし、特別会員に所属する非会員も対象とする。

第 3 章 表彰委員会

第 5 条 中部支部賞を選考する表彰委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第 6 条 委員会は委員長、委員若干名とする。

第 7 条 委員長は支部長が任免する。

第 8 条 委員は委員長が選任する。

第 9 条 委員長、委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 応募

第 10 条 中部支部賞の応募は別途定める「応募推薦要領」とする。

第 5 章 審査及び決定

第 11 条 応募業績の審査及び受賞業績の決定は委員会で行う。

第 6 章 表彰

第 12 条 支部総会において支部長が賞状を授与する。また、「中部支部賞（論文賞）」ならびに「中部支部賞（技術賞）」の受賞者は支部総会にて受賞講演を行う。

第 7 章 支部規程の改廃

第 13 条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の議決を経て、支部総会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 16 日から施行する。